（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百五十六条の二　法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～七　（略）

八　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

九～十七　（略）

2　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（協会による被保険者情報の登録） **第六条の三**　協会は、法第百五十三条の十第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、厚生労働大臣が法第十五条第一項本文の確認を行った日（法第二十四条の規定による届出による場合には、当該届出を受けた日）、協会が第三十条の規定による申出を受けた日又は協会が第三十二条の二の規定による申出を受けた日の属する月の末日から五日以内に、当該確認、届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。 （法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百八十八条の二**　法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～五　（略） 六　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 七～十八　（略） 2　（略）	（協会による被保険者情報の登録） **第六条の三**　協会は、法第百五十三条の十第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、厚生労働大臣が法第十五条第一項本文の確認を行った日（法第二十四条の規定による届出による場合には、当該届出を受けた日）、協会が第三十条の規定による申出を受けた日又は協会が第三十二条の二の規定による申出を受けた日の属する月の末日から五日以内に、当該確認、届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。 （法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百八十八条の二**　法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～五　（略） 六　社会保険診療報酬支払基金 七～十八　（略） 2　（略）

（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百五十六条の二　法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～七　（略）

八　社会保険診療報酬支払基金

九～十七　（略）

2　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（市町村による被保険者情報の登録） **第四条の二**　市町村は、法第百十三条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、第二条第一項、第三条又は前条第一項の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提供するものとする。	（市町村による被保険者情報の登録） **第四条の二**　市町村は、法第百十三条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、第二条第一項、第三条又は前条第一項の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提供するものとする。